

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年10月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 11件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600217号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1600034号

第1 結論

請求期間のうち、平成7年3月については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和51年*月から昭和53年2月まで

② 昭和54年1月から昭和59年12月まで

③ 平成7年3月から平成8年3月まで

私は、昭和51年*月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、請求期間①の保険料については、同区役所で納付していた。請求期間②の保険料については、初めの頃は納付しておらず、自宅にA市C区役所の職員が来て、保険料を納付するよう勧奨されたため、同区役所で約1年分の保険料を遡って納付し、その後は、1年分納付したり、納付書が送付されてきて納付したりしたこともある。請求期間③の保険料については、納付書が送付されてきてから数日後に旅先で訪れたD市内にあった郵便局で18万円ぐらいをまとめて納付した。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る国民年金の加入手続き及び被保険者資格の取得状況については、被保険者台帳管理簿及びオンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和51年*月頃に払い出されたものと推認されるため、この頃に加入手続きが行われ、その際に、請求者が20歳に到達した昭和51年*月(平成22年1月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和51年*月へ変更)に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。請求期間①、②及び③の保険料については、オンライン記録によると、請求期間①のうち、昭和51年*月から昭和52年3月までは未納、昭和52年4月から昭和53年2月までは免除、請求期間②のうち、昭和54年1月から同年3月までは免除、昭和54年4月から昭和59年

12月までは未納、請求期間③は免除として納付記録が管理されている。請求者は、これら請求期間の保険料を請求内容のとおり、全て納付していたとして年金記録の訂正を求めている。

請求者は、上述の加入手続以降、平成15年3月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまで、国民年金に加入しており、転居の際、その住所地で、国民年金の住所変更手続を適切に行い、保険料の免除申請を行わなければ、請求期間①から③までの保険料を納付することが可能であった。

また、請求期間③のうち、平成7年3月については、請求者が請求期間後に居住しているE町（現在は、F市）の国民年金被保険者名簿において、保険料が納付されていたとする記載が確認でき、この記載内容について、F市は、当該月の保険料は、納付済みであると考えられる旨の回答をしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間③のうち、平成7年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①及び②について、請求者は、請求期間①及び②の保険料納付に係る納付時期、納付回数、納付対象期間及び納付金額に関する記憶は必ずしも明確ではなく、当該期間における具体的な保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求期間②について、請求者が当該期間の保険料を納付する契機となったとしているC区役所の職員による訪問に関し、A市は、文書の保存期間が経過し、既に廃棄済みであるため不明である旨の回答をしていることから、同区の職員による訪問時の状況等をうかがい知ることができない。

さらに、請求期間②について、請求者は、昭和54年1月頃からC区に居住し、国民年金の住所変更手続を行った上で当該期間の保険料を同区で納付していたとするものの、i) 請求者に係る国民年金被保険者台帳において確認できる住所地は、B区のみでC区の住所地の記載がないこと、ii) B区の国民年金保険料収滞納一覧表(2)（昭和59年5月に作成した帳票）には、請求者の記録等が引き続き記載されているため、請求者は、この作成時点においてC区ではなくB区において継続して被保険者として取り扱われていたものとみられること、iii) 請求者が所持する年金手帳を見ると、C区の住所地の記載は確認できず、B区の次に記載されている住所地は昭和61年6月に転居したとするG区の住所地であることを考え合わせると、請求者がC区において、国民年金の住所変更手続を行っていたとする事情はうかがえず、請求者が納付していたとする保険料が請求期間②の保険料であったと推認するまでの事情を見いだすことはできない。

加えて、請求期間①及び②並びに請求期間③のうち、平成7年4月から平成8年3月までの期間の保険料について、国民年金被保険者台帳、国民年金保険料収滞納一覧表(2)又はE町の国民年金被保険者名簿によると、当該期間の保険料については、オンライン記録と同様、免除又は未納とされており、保険料が納付されていた形跡は見当たらないほか、紙台帳検索システムによると、請求者が居住したこと又は住所が存在したことがあるA市（H区、C区、I区、G区）、J町、K市において、当該期間の保険料が納付されていた形跡もうかがえない。

なお、請求期間③のうち、平成7年4月から平成8年3月までについて、請求

者は、納付書が届いてから数日後にまとめて納付した覚えがある旨陳述しているところ、オンライン記録によると、納付時期は不明であるものの、請求期間③直前の保険料は、過年度保険料として遡って納付されており、請求期間③直後の保険料は、前納保険料としてまとめて納付されていることが確認できる。これらを踏まえると、請求者は、請求期間③前後の納付されている保険料について、それが請求期間③のうち、平成7年4月から平成8年3月までの保険料の納付であったと取り違えている可能性も否定できない。

このほか、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、請求者が請求期間①及び②並びに請求期間③のうち、平成7年4月から平成8年3月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②並びに請求期間③のうち、平成7年4月から平成8年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600254 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 1600035 号

第 1 結論

平成 4 年 12 月及び平成 5 年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 4 年 12 月
② 平成 5 年 3 月

私は、平成 4 年 12 月に勤務先を退職したため、A 市 B 区から実家がある C 町 (現在は、D 市) に住民票の住所地を変更し、同時に国民年金の住所変更も行った。どの期間の保険料をどのように納付したかまでは定かではないが、同町役場の職員が自宅に来て、保険料を納付するように言われた覚えもあり、必ず全部納付した覚えがある。

請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①及び②はいずれも 1 か月と短期間であり、請求者は、国民年金加入期間において、請求期間①及び②を除き保険料を全て納付しているため、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 12 月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、平成 2 年 * 月 (20 歳到達時) まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。以後、請求者は、請求期間①及び②において継続して国民年金の被保険者であり、当該期間の保険料を現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、C 町の国民年金被保険者名簿によると、請求期間①の保険料については、納付済みと記録されている。

加えて、請求期間①及び②の直前直後の保険料は、オンライン記録において、いずれも納付済みとされていることを踏まえると、納付意識の高かった請求者がいずれも短期間である請求期間①及び②の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600338 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600173 号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成15年7月8日の標準賞与額に係る記録を61万5,000円とすることが必要である。

平成15年7月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 7 月 8 日

請求期間について、A社から賞与が支給されていたにもかかわらず、年金記録には当該賞与の記録がない。調査して年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及びB社から提出された賞与台帳により、請求者が請求期間にA社から標準賞与額61万5,000円に見合う賞与(61万5,000円)を支給されていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は請求者について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中(平成15年*月*日から平成16年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険事務所(当時)に申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与台帳で確認できる賞与額から、61万5,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600298号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600174号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年7月8日の標準賞与額に係る記録を26万1,000円とすることが必要である。

平成16年7月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年7月8日

請求期間について、A社から賞与が支給されていたにもかかわらず、年金記録には当該賞与の記録がない。調査して年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び普通預金通帳並びにB社から提出された賞与台帳(以下「明細書等」という。)により、請求者が請求期間にA社から標準賞与額26万1,000円に見合う賞与(26万1,900円)を支給されていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は請求者について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中(平成15年*月*日から平成16年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険事務所(当時)に申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の明細書等で確認できる賞与額から、26万1,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600310号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600175号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を60万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月

請求期間にA社より賞与が支払われていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者が所持する預金通帳、同僚から提出された給与支給明細書(平成17年12月分賞与)及び平成24年9月にA社から年金事務所に提出された複数の同僚の平成17年12月分賞与の支給控除項目一覧表から判断すると、請求者は、当該期間に賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、上述の預金通帳、給与支給明細書及び支給控除項目一覧表により推認できる厚生年金保険料控除額から、60万円とすることが必要である。

さらに、請求期間に係る賞与の支払日については、上述の預金通帳に記載されている振込日から、平成17年12月15日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資

料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600316号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600176号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を26万4,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月9日

請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与支給明細書及びA社の関連会社であるB社から提出された賞与支給控除一覧表並びにA社及びB社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与支給明細書及び賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、26万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該

期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600294号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600177号

第1 結論

請求者のA事業所における標準賞与額を平成15年8月11日は5万円、平成15年12月29日は10万円、平成16年8月11日は14万6,000円、平成16年12月29日は13万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月11日、平成15年12月29日、平成16年8月11日及び平成16年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月11日、平成15年12月29日、平成16年8月11日及び平成16年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月
③ 平成16年8月
④ 平成16年12月

A事業所から賞与が支給されていたが、請求期間①から④までの標準賞与額の記録がないので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書により、請求者は、平成15年夏、平成15年冬、平成16年夏及び平成16年冬に事業主から5万円、10万円、14万6,000円及び13万5,000円の標準賞与額に相当する賞与が支給され、5万円、10万円、16万円及び15万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年

金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、給料支払明細書において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は5万円、請求期間②は10万円、請求期間③は14万6,000円、請求期間④は13万5,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から④までに係る賞与の支給日については、事業主及び同僚の陳述並びに請求者の預金通帳の振込日から、請求期間①は平成15年8月11日、請求期間②は平成15年12月29日、請求期間③は平成16年8月11日、請求期間④は平成16年12月29日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までに係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600314号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600178号

第1 結論

請求者のA事業所における標準賞与額を平成17年8月11日は24万円、平成17年12月29日は37万円に訂正することが必要である。

平成17年8月11日及び平成17年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年8月11日及び平成17年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年8月
② 平成17年12月
③ 平成18年8月
④ 平成18年12月

A事業所から賞与が支給されていたが、請求期間①から④までの標準賞与額の記録がないので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、事業所から提出された貸金台帳により、請求者は、平成17年夏及び平成17年冬に事業主から25万1,000円及び37万円の標準賞与額に相当する賞与が支給され、24万円及び37万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であるこ

とから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上述の賃金台帳において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は24万円、請求期間②は37万円とすることが妥当である。

また、請求期間①及び②に係る賞与の支給日については、事業主及び同僚の陳述から、請求期間①は平成17年8月11日、請求期間②は平成17年12月29日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間③及び④について、請求者は、当該賞与に関しては現金手渡しで支給され、給料支払明細書も保管していない旨陳述しているほか、事業主は当時の帳簿等を保管していない旨陳述していることから、当該期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600224号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600179号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社B工場(現在は、C社)における労働者年金保険の資格喪失年月日(昭和18年5月21日)及び厚生年金保険の資格取得年月日(昭和19年6月1日)を取り消し、昭和18年5月から昭和19年5月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和18年5月21日から昭和19年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和18年5月21日から昭和19年6月1日まで
昭和3年にA社(当時)入社、同社の後継会社であるD社を昭和47年6月20日退社し、請求期間の頃はB工場で働いていた。労働者年金保険法施行当初から加入しており、請求期間について記録が中断していることには納得できない。継続勤務していたことは確かなので、年金記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C社から提出された人事記録表及び複数の同僚の陳述により、訂正請求記録の対象者は、請求期間においてA社B工場で工員として継続勤務していたことが認められる。

一方、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)は複数回の書き換えが行われているところ、i)訂正請求記録の対象者及び複数の同僚の記録は、請求期間前の被保険者名簿においては、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和18年5月21日と記載されているにもかかわらず、

同年6月1日の標準報酬等級が記載されている。また、請求期間後の被保険者名簿においては、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日（昭和19年6月1日）は、二重線で抹消された後、同じ日付が用いられている上、健康保険記号番号は資格喪失前と同じ記号番号である。ii）請求期間当時の他の同僚についても、被保険者名簿、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳の記録が一致しない者が散見される。

また、日本年金機構E事務センターは、i）上述の被保険者名簿を書き換え、集約した時期については不明であり、従前の被保険者名簿については廃棄している可能性もある。ii）健康保険の被保険者資格を喪失した後に同じ健康保険記号で被保険者資格を再度取得した場合は、健康保険番号が変わるものであり、当該番号が同じであれば、健康保険の被保険者資格は継続していると判断できる旨回答していることを踏まえると、請求期間におけるA社B工場に係る保険出張所（当時）の年金記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間において労働者年金保険の被保険者であったと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定により、1万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600262号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600180号

第1 結論

請求者のA事業所における標準賞与額を平成15年12月29日は10万円、平成16年8月11日は24万円、平成16年12月29日は23万4,000円、平成17年8月11日は41万円、平成17年12月29日は60万円、平成18年8月11日は37万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月29日、平成16年8月11日、平成16年12月29日、平成17年8月11日、平成17年12月29日及び平成18年8月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月29日、平成16年8月11日、平成16年12月29日、平成17年8月11日、平成17年12月29日及び平成18年8月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月
③ 平成16年8月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年8月
⑥ 平成17年12月
⑦ 平成18年8月
⑧ 平成18年12月

A事業所から賞与が支給されていたが、請求期間①から⑧までの標準賞与額の記録がないので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②から⑦までについて、事業所から提出された賃金台帳、確定保険料算定基礎賃金集計票、請求者及び複数の同僚から提出された給料支払明細書（以下「賃金台帳等」という。）により、請求者は、平成15年冬、平成16年夏、平成16年冬、平成17年夏、平成17年冬及び平成18年夏に事業主から10万円、24万6,000円、25万7,000円、41万9,000円、60万円及び37万8,000円の標準賞与額に相当する賞与が支給され、平成15年冬は10万円、平成16年夏は24万円、平成16年冬は23万4,000円、平成17年夏は41万円、平成17年冬は60万円、平成18年夏は37万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②から⑦までに係る標準賞与額については、上述の賃金台帳等において確認又は推認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間②は10万円、請求期間③は24万円、請求期間④は23万4,000円、請求期間⑤は41万円、請求期間⑥は60万円、請求期間⑦は37万8,000円とすることが妥当である。

また、請求期間②から⑦までに係る賞与の支給日については、事業主及び同僚の陳述並びに請求者の預金通帳の振込日から、請求期間②は平成15年12月29日、請求期間③は平成16年8月11日、請求期間④は平成16年12月29日、請求期間⑤は平成17年8月11日、請求期間⑥は平成17年12月29日、請求期間⑦は平成18年8月11日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から⑦までに係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①及び⑧について、請求者は、当該賞与に関しては現金手渡しで支給され、給料支払明細書も保管していない旨陳述しているほか、事業主は当時の帳簿等を保管していない旨陳述していることから、当該期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び⑧における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び⑧に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600301号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600182号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月16日及び平成18年8月11日の標準賞与額を14万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月16日及び平成18年8月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月16日及び平成18年8月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月16日
② 平成18年8月11日

A社に勤務した期間において、賞与の支払を受けたが厚生年金保険の賞与記録がない。標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された給与明細書(賞与)及びA社の関連会社であるB社から提出された賃金台帳並びにB社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、各請求期間において、A社から14万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500503 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600033 号

第 1 結論

平成 18 年 3 月の請求期間及び平成 21 年 3 月から同年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 45 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成 18 年 3 月
② 平成 21 年 3 月から同年 6 月まで

私は、請求期間①及び②の保険料について、A 信用金庫 B 支店、C 社 D 店、又は E 社 F 店のいずれかで納付した。納付書が送付された分については、重複して保険料を納付したこともあったぐらいであり、納付しないはずはないので、きちんと調査した上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）は、平成 2 年＊月頃に払い出され、この頃に請求者の加入手続きが行われたものとみられ、その後、請求者の現在の年金記録については、平成 9 年 7 月に当時加入していた厚生年金保険の番号を用いて付番された基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）で管理されている。請求期間①及び②に係る国民年金の被保険者資格については、平成 16 年 2 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 15 年 12 月まで遡って取得する事務処理が行われ、以後、請求者は、継続して国民年金の被保険者であり、請求期間①及び②の保険料を納付することが可能であった。

また、請求期間①は 1 か月及び請求期間②は 4 か月といずれも短期間である上、請求期間①の前後及び請求期間②の直前は納付済（現年度又は過年度保険料として納付）、請求期間②の直後は半額免除（残余の保険料は納付済）と記録されているなど、請求者は、保険料の未納の解消に努めていた状況がうかがえる。

しかしながら、コンビニエンスストアにおける保険料の納付に関して、日本年金機構 G 事務センターによると、保険料が収納された場合は、各店舗において保

保険料受領時に「納付書・領収（納付受託）証書 領収（納付受託）控 領収（納付受託）済通知書」（以下「納付書等」という。）に記載されたバーコード情報により読み込んだ収納データが、コンビニエンスストア各本部を経由して、社会保険業務センター（当時）に速報データとして送信されるとともに、同本部において当該データと各店舗から別途送付される領収済通知書を突合した結果、確定した収納データが社会保険業務センターに送信される。このため、コンビニエンスストア各本部に収納調査依頼を行う際は、保険料を納付した際に用いた納付書等に記載された個別のバーコード情報が必要となるものの、請求期間①及び②に係る納付書等に記載された個別のバーコード情報その他の関係資料は保存期間経過のため保管しておらず、日本年金機構において調査を実施することが困難な状況である旨回答している。

また、A信用金庫における保険料の納付に関して、同信用金庫は、各支店において保険料を収納する際、納付者に入金伝票を記載してもらった上で、現金及び納付書等を受領するとしているため、東海北陸厚生局年金審査課の職員6名が、同信用金庫Hセンターに複数回臨場し、現在保管されている請求期間①及び②の保険料を納付可能であった平成17年4月から平成23年7月までの期間に係る同信用金庫B支店の入金伝票その他関係書類の全件調査を実施した。しかし、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付した入金伝票等は見当たらなかった。

さらに、A信用金庫は、上述の収納に際して受け取った現金については、受領当日に本部に送金するとともに、各支店における当日の入出金状況、入金伝票及び納付書等を突合し、翌日に入金伝票及び納付書等を本部に送付し、その後、本部においても同様の突合を行った上で、納付書等を社会保険事務局（当時）に送付するとしている。しかし、日本年金機構G事務センターは、金融機関から送付されてきた納付書等について、納付日が平成18年4月以後の保険料に係る書類を保管しており、当該書類を調査したものの、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付した納付書等は確認できなかった旨回答している。

加えて、請求期間①及び②については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の保険料の納付に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が当該期間の保険料を納付していたことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600264 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600036 号

第 1 結論

昭和 44 年*月から昭和 51 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 24 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 44 年*月から昭和 51 年 3 月まで

昭和 53 年*月*日に次女が生まれ、A 市役所(当時)にその出生届をした際、同市職員から国民年金保険料を遡って納付することができることを教えてもらった。帰宅して、父親と相談したところ、「未納分は全部納めなさい。」と言われ、後日、市役所へ行き、請求期間が未納であることを確認するとともに、その保険料額は 1 月 4,000 円で計 32 万円であること、納付場所は市役所ではなく社会保険事務所（当時）であることを教示された。

当時、私は B 職をしており、1 月分の収入（1 日当たり 13,000 円で休日は日曜のみ。）は 30 万円を超えたため、保険料 32 万円は昭和 53 年*月分の収入でまかなうこととし、同年*月に C 社会保険事務所で納付した。

その時、対応してくれた女性職員から、32 万円と手書きされた納付書と思われる紙を渡された。その紙と一緒に 32 万円を渡したところ、「これでちゃんと納まったから、60 歳まで納めれば満額の年金が給付されます。」と言われたことを記憶しているが、領収書はもらわなかったと思うし、仮にもらったとしても現在まで保管していなかったと思う。

これまで社会保険事務所に、何度か請求期間の保険料を納付したことを説明したが、相手にしてもらえなかった。領収書、確定申告書等は残っていないが、請求期間の保険料を納付したことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金加入手続は、請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況及び D 市が保管する請求者の検認記録台帳における保険料納付状況から、昭和 51 年 9 月頃と推認される。請求者に別の国民年金手帳

記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続はこの頃に初めて行われ、その手続の際、請求者が20歳に到達した昭和44年*月に遡って強制加入者として被保険者資格を取得する事務が行われたものと推認される。

請求者は、次女（昭和53年*月*日生まれ）の出生届を提出した際、市職員から国民年金保険料を遡って納付することができることを教えてもらったとしているところ、当時は第3回特例納付実施期間（昭和53年7月から昭和55年6月まで）であった上、D市は、当時、出生届と国民年金は同じ市民課で取り扱っていたとしており、請求者は次女の出生届を行った際に、第3回特例納付により請求期間の保険料を遡って納付できることについて市職員から説明を受けたと考えても不自然ではない。

また、請求者は昭和53年*月に請求期間の保険料を遡って一括納付したとしているところ、昭和53年*月は上述のとおり第3回特例納付の実施期間であったほか、請求者は国民年金加入手続以降、強制加入被保険者として国民年金に加入しており、第3回特例納付により、請求期間の保険料を遡って納付することが可能であった。

さらに、オンライン記録によると、請求者は国民年金加入以降、60歳に到達する前月まで保険料の未納はなく、保険料納付意識が高かったことがうかがわれる上、請求期間の第3回特例納付保険料額は請求者の記憶する32万円と一致し、社会保険事務所（当時）で特例納付保険料を納付することは可能であった。

加えて、請求者は、当時、C社会保険事務所はE市F町にあり、同事務所に面する道路が狭かったため、請求期間の保険料を納付したときは、近隣のE市役所に駐車し、徒歩で同事務所に行ったと陳述しているところ、G年金事務所は、i) 当時のC社会保険事務所の所在地は請求者の陳述のとおりであり、その後、昭和*年*月に現在地に移転した、ii) 当時の前面道路は軽自動車を通れる程度の幅員であった、iii) 当時のE市役所とは40メートル程度の距離であったとしており、請求者の陳述と一致するほか、請求者は請求期間の保険料を納付した後、請求者の妻の国民年金加入手続を行ったとしているところ、妻の国民年金加入手続は、妻の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から昭和54年1月頃に行われたものと推察され、請求者の陳述と一致する。

しかしながら、i) 請求者に請求期間の保険料を特例納付するよう勧めたとする父親は既に死亡していること、ii) 請求者に請求期間の保険料を特例納付したことを証言できる者はいないかを確認しても、いないとしていること、iii) 当時、特例納付保険料については、国民年金保険料調査決定決議書の内訳書に納付した被保険者名等を記録することとされていたところ、G年金事務所は、請求者が請求期間の特例納付保険料を納付したとする昭和53年*月の国民年金保険料調査決定決議書の内訳書は保管していないとしていることから、当時の状況を確認することができない。

また、請求者は、請求期間の保険料をC社会保険事務所でも納付した際、32万円と手書きされた納付書と思われる紙を渡され、その紙と一緒に32万円を渡した

が、領収書はもらわなかったし、仮にもらったとしても現在まで保管していなかったと思うとしている。しかし、当時、社会保険事務所で保険料を受領した場合、事務所長が任免する収入官吏等が、原符、領収証書、領収済報告書が複写となっている国民年金保険料現金領収証書を作成し、納入者に領収証書を交付することとされており、G年金事務所もそのような取り扱いを行っていたとしている。このため、請求者が記憶するC社会保険事務所での請求期間の保険料納付手続は、当時の取り扱いと相違するほか、請求者は32万円と手書きされた納付書と思われる紙の形状(色、大きさ、つづりの有無等)について覚えていないとしており、請求者が請求期間の保険料を特例納付したことを示す事情を見いだすことができない。

さらに、年金記録のオンライン化に伴い、「社会保険業務の新しい事務処理方式の実施に伴う国民年金被保険者記録の進達及び国民年金被保険者台帳の整理について」(昭和58年7月27日庁業発第38号)に基づき、オンラインへの切替時に被保険者資格を有する者の国民年金被保険者台帳で特例納付記録があるものについては、特殊台帳として磁気ファイル化(マイクロフィルム化)が行われた。このため、請求者が請求期間の保険料を第3回特例納付保険料として納付したとすると、特殊台帳が作成されたはずであるが、紙台帳検索システムに請求者の特殊台帳は見当たらず、請求者に係るD市の検認記録台帳にも請求者が第3回特例納付保険料を納付した記録はない。一方、オンラインへの切替時に被保険者資格を有し、D市の検認記録台帳に第3回特例納付保険料を納付した記録がある者については紙台帳検索システムに特殊台帳が収録されていることから、請求者のオンライン化前の国民年金被保険者台帳には、特例納付の記録はなかったものと推察され、請求者が請求期間の保険料を特例納付したと推認することができない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600046号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600172号

第1 結論

昭和27年11月10日から昭和28年1月6日までの期間について、訂正請求記録の対象者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和28年7月28日から同年12月21日までの期間について、訂正請求記録の対象者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及びB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和10年生

住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和7年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和27年11月10日から昭和28年1月6日まで

② 昭和28年7月28日から同年12月21日まで

請求期間①について、厚生年金保険の被保険者記録がないが、D事業所においてE業務をしていた。

請求期間②について、厚生年金保険の被保険者記録がないが、A事業所、又はB社のどちらかで勤務していた。

請求期間①及び②を年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、訂正請求記録の対象者がF市G区及びF市H区のD事業所においてE業務をしていたとして訂正請求しているところ、年金事務所の保管する厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び厚生年金保険被保険者名簿によれば、訂正請求記録の対象者は、D事業所において勤務する被保険者として、A事業所における厚生年金保険被保険者資格を昭和27年11月10日に喪失し、昭和28年1月6日に再取得しており、当該期間は被保険者記録がなく、当時の資料を保管するI事業所から提出された厚生年金被保険者名簿(以下「J

資料」という。)も同様に、昭和27年11月10日に資格喪失し、昭和28年1月6日に資格取得となっていることが確認できる。

また、I事業所は、J資料のほかに、請求期間①に係る訂正請求記録の対象者の勤務及び事業主による給与からの保険料控除について確認できる資料の保管はない旨回答している。

さらに、請求期間①において、A事業所に係る厚生年金保険被保険者記録のある同僚に対して照会しても、訂正請求記録の対象者を記憶する者がいないことから、当該期間における訂正請求記録の対象者の勤務について確認することができない。

請求期間②について、請求者は、訂正請求記録の対象者がA事業所又はB社のどちらかで勤務していたとして訂正請求している。

しかしながら、年金事務所の保管する厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び厚生年金保険被保険者名簿によれば、訂正請求記録の対象者は、A事業所における厚生年金保険被保険者資格を昭和28年7月28日に喪失し、B社において昭和28年12月21日に再取得しており、請求期間②に被保険者記録がないところ、I事業所から提出されたJ資料に記載されている資格喪失日も昭和28年7月28日となっている上、C社から提出されたK健康保険組合の被保険者台帳に記載されている資格取得日も昭和28年12月21日となっていることが確認できる。

また、I事業所は、J資料のほかに、請求期間②に係る訂正請求記録の対象者の勤務及び事業主による給与からの保険料控除について確認できる資料の保管はない旨回答している。

さらに、C社は、上述のK健康保険組合の被保険者台帳のほかに、請求期間②に係る訂正請求記録の対象者の勤務及び事業主による給与からの保険料控除について確認できる資料の保管はない旨回答している。

加えて、A事業所に係る厚生年金保険被保険者記録のある同僚及びB社に被保険者記録のある同僚に対して照会しても、訂正請求記録の対象者が請求期間②に勤務していたことを記憶する者がいないことから、当該期間における訂正請求記録の対象者の勤務について確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600334号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600181号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月

A社に係る平成18年4月の賞与の記録がないので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社は、法定保存期限を経過した書類を全て廃棄し、請求者の請求期間における賞与については不明と回答しているところ、同社の担当者は、A社の賞与支給時期は、給与規定により7月及び12月と定められており、4月の支給はなかった旨回答している。

また、C健康保険組合は、請求者の請求期間における賞与に係る届出はされておらず、賞与の支給自体がなかったと思われる旨回答している。

さらに、請求者は、過去に決算賞与として4月に賞与が支給されたことがあった旨陳述しているものの、請求期間の賞与明細書等は保管しておらず、請求期間における賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600300号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600183号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月

請求期間について、A社から賞与が支払われたが、賞与の記録がないので、年金額に反映される記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社の関連会社であるB社の事業主は、請求者に賞与の支払をしていない旨回答をしているところ、B社から提出された請求者に係る賃金台帳及び源泉徴収簿並びに請求者から提出された預金通帳により、請求者は、当該期間に賞与の支払を受けておらず、賞与に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、上述の賃金台帳によると、平成17年12月支払の給与において、厚生年金保険料の控除額が記載されているものの、当該保険料は、請求者の平成17年12月の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における賞与に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。